

紹介手数料の返戻に関する規定

ASE 協同組合

1. 返戻基準

当組合の紹介により採用された者が、入社日から起算して 6 ヶ月以内に退職した場合、以下の区分に応じて紹介手数料を返還する。

- ・入社後 1 ヶ月以内：80%
- ・入社後 3 ヶ月以内：50%
- ・入社後 6 ヶ月以内：20%

2. 返戻対象外事由

次のいずれかに該当する場合は返戻対象としない。

- ① 採用企業の責に帰すべき事由による退職
- ② 天災、疾病その他やむを得ない事由
- ③ 採用者の重大な規律違反または犯罪行為
- ④ 労働条件の不利益変更等に起因する退職

3. 外国人材の取扱い

外国人材については以下を適用する。

- ① 在留資格不許可等 → 通常返戻率
- ② 自己都合帰国 → 通常返戻率
- ③ 採用企業の受入体制、労務管理または生活指導上の問題に起因する失踪または離職 → 返戻対象外とする。

4. 返戻手続

退職確認後、通知に基づき返戻手続きを行う。

5. 返戻時期

返戻金は通知受領後 30 日以内に支払う。